

○PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について

(平成 17 年 2 月 10 日)

(基発第 0210005 号)

(各都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知)

(公印省略)

塩素化ビフェニル(以下「PCB」という。)が使用されている廃棄物については、平成 13 年 7 月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成 13 年法律第 65 号)に基づき、平成 28 年 7 月 14 日までの期間内に、これを処理しなければならないこととされているところである。

このことから、今般、これらの作業に従事する労働者の PCB によるばく露防止の徹底を図るため、「PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」を別添のとおり策定したところである。

については、PCB 廃棄物の事前調査、収集、運搬又は処理作業を行う事業者に対し、本要綱の周知徹底を図り、これらの作業に従事する労働者の安全衛生対策の徹底を期されたい。

なお、関係団体等に対し、別紙のとおり要請を行ったので、了知されたい。